

議第10号議案

事務・権限の移譲及び指定都市と他の市町村との補助較差の是正を
求める意見書の提出

事務・権限の移譲及び指定都市と他の市町村との補助較差の是正を求め、関係
行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和3年12月21日提出

政策・総務・財政委員会
委員長 草間 剛

事務・権限の移譲及び指定都市と他の市町村との補助較差の是正を
求める意見書

生産年齢人口の減少や超高齢社会が進行する中、社会保障経費の増加、公共施設の保全・更新への更なる対応など、本市の財政状況は、今後一層厳しさを増していくことが見込まれている。

自主自律の財政運営を実現するため、本市では、国に対し、事務・権限と財源の移譲をはじめとする地方分権の更なる推進や大都市特例税制の創設等とともに、約70年前に暫定的に創設された指定都市制度に代わる新たな大都市制度である「特別自治市」の早期実現を継続して要望しているところである。

こうした中、横浜市神奈川県調整会議における知事・市長間の協議により、県から本市への旅券発給事務の移譲が実現するとともに、県市の連携・協力によりコンビナート地域の安全対策等が進められているが、同会議で本市が提起した私立幼稚園の認可事務等の移譲についての動きは具体化していない。また、県は、特別自治市構想は県の総合調整機能等に影響を及ぼし、行政サービスを低下させる懸念がある旨の見解を示している。

加えて、重度障害者医療費助成事業や小児医療費助成事業等の神奈川県社会保障関係補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取り扱いに格差を設けている。税負担の根幹である“受益と負担”の観点からすると、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、指定都市に在住していることだけをもって補助較差が設けられているという現状は、到底、理解が得られるものではない。

よって、神奈川県におかれては、本市が提起している事務・権限の移譲について速やかに協議を進めるとともに、他の市町村の住民と同様に県民税を負担している横浜市民の理解が得られるよう、他の市町村との補助較差を速やかに撤廃することを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

神奈川県知事 宛て

横浜市会議長
清水 富 雄